

二 勤続五年を超え十年以下の期間については前一年毎に給料月額百分の五十五に相当する金額

三 勤続十年を超え十五年以下の期間については前一年毎に給料月額百分の六十に相当する金額

四 勤続十五年を超え二十五年以下の期間については前一年毎に給料月額百分の六十五に相当する金額

五 勤続二十五年を超える期間については前一年毎に給料月額の百分の六十五に相当する金額

第三條

傷疾疾病によりその職に堪えず退職した職員及び在職中死した職員に對しては、その者の勤続期間に應じ前條各号の規定を適用して計算した金額にその五割に相当する金額以内を加算して支給することができる。

第四條

職務執行上の傷疾疾病により退職又は死した職員及び懲戒又は整理により退職した職員に對しては、その者の勤続期間に應じて前條各号の規定を適用して計算した金額にその五割に相当する金額以内を加算して支給する。

第五條

前二條に掲げる事由により退職又は死した職員に對しては、その勤続期間にかゝわらず、給料月額一月半分に相当する金額を支給する。但しその金額は本人五百円、福生町臨時家族手当支給規程の規定による扶養家族一人につき百円の割合を以て計算した金額を下つてはならない。

第六條

勤続十年未満で退職した職員（第三條及び第四條の規定に該当する職員を除く）に對しては、その者の勤続期間に應じ第二條第一号及び第二号の規定を適用して計算した金額の五割に相当する金額以内を支給することができる。

第七條

勤続期間に月を以て計算し一年未満の端数はこれを切り捨てる。
一 職員（第二條第一号及び第二号の規定に該当する者を除く）の勤続期間は、その勤続期間の末日を以て計算する。
二 休職、停職その他現実に職務を執行する要のない在職期間はこれを除く。

四 勤続窮年四十卒と超える者はこれを四十卒に止める。
五 陸海軍人等又諸軍使であつた期間にこれを通算しない。
但し百歳又は休職により入營へ入れ進まずる取扱ひによる入營を合算し
し期間も此の限りに含め

第九條 退職手当計算の基礎となる給料は退職又は死亡當時の本給と、日給者には

第六條第三号の規定に該當する期間の開始後退職し又は死亡した場合の退職手当はその開始當時の本給を基礎として計算する。

退職又は死亡の際、特別昇給は退職手当計算の基礎としない。但し職務給

行上の傷疾疾病による退職又は死亡直前の昇給日から起算して退職又は死亡の

日に至る期間がその者の適用される最短期定期昇給期間を経過せる場合は退職又は死亡當時の本給の上直近上位の昇給（直近上位の昇給がないときは退職又は死亡當時の本給にその百分の五に相当する金額を加算した金額）を基礎とすることができる。

幕下條 運職手書の田位米高、端数を生レたときはこれを切上げる。

等一條本人死亡の場合の退職手当は二れを遺族に支給する。

朱書ノ通り修正可決

前項に於て遺族とは配偶者、同居家族をいふが事實に婚姻関係と同様事情に
ある者と念む。並に本人と同一の階にある直系、同居直系、尊属及び
生而、養育家、手足、終親類等、多岐に規定による。家族家族たる弟妹を
いふ。

運藏手等の文給を要する遺族の順位は前項により
相続人はその他の者は男は女に長は幼に先つ
同順位にあつては家督

附則

二、條例は昭和五年七月一日からこれを適用する。
 第三條の規定によつて通算せられた勤続期間中過去において退職退職率
 の事由によつて退職手当に相当する金額を支給を受けた期間がある場合において
 はその金額とその当時、本給の百分の五十に相当する金額を以て除し
 て得た数に相当する期間とその者の勤続期間から控除する。
 前項の職員に対して支給する退職手当金額の計算について適用
 すべき支給率は期間を控除せられなかったと假定した場合におい
 て控除後の期間に適用される支給率を用いることができる。

第二編 議案
 昭和三十三年度東京都市多摩郡福生町歳入歳出追加更正豫算并（歳入）

科目	説明	追加更正		増	減	附記
		予	算			
一、町税	説明	大々々々	三七〇、一一三	三三三、九七五		
二、國税附加税	一、地租附加税		五四、〇〇三		五四、〇〇三	
	二、家屋税附加税		六、〇〇〇		六、〇〇〇	
	三、営業税附加税		一、二〇〇〇		一、二〇〇〇	
	四、鉱区税附加税		三六、〇〇〇		三六、〇〇〇	
	五、鉱区税附加税		三		三	
三、都税附加税	三、不動産取得税	二、四、五八八	二、〇六一	一八三、九七八		
	六、地租附加税	四〇、〇〇〇	七、〇〇〇	三三、〇〇〇		
	七、家屋税附加税	三、二四八八		三、二四八八		
	八、営業税附加税	五、一二四〇		五、一二四〇		
	九、営業税附加税	六八、二五〇		六八、二五〇		

〔宅地賃賃格、二二、〇〇〇円に
 対する24.10%、金五三八、〇〇
 円〕
 〔其他地租賃格、三六、
 〇〇〇円に對する12%
 金二六、二〇八円〕
 〔家屋賃格、一三、〇〇〇円に對す
 る42.10%
 金五、五二五、〇〇〇円
 對する15.10%

四地方分興稅	一配付稅	一町村吏員待遇 改進黨補助	七繰越金	一前年度繰越金	歲入合計
二四三〇〇〇	二四三〇〇〇	四三三二九〇 三九三〇五〇	二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	一五四七三六三
六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	五六八二九〇 五三八〇二〇 一四三〇〇〇	七〇〇〇〇〇	七〇〇〇〇〇	一三四九三八七
一八三〇〇〇	一八三〇〇〇		一三〇〇〇〇	一三〇〇〇〇	二九二九七五
		一四五〇〇〇 一四五〇〇〇 一四五〇〇〇			

[illegible]

一 等 小 学 校 費	二 等 品 費	三 等 品 費	一 諸 給	二 需 要 費	三 修 繕 費	一 財 產 費	二 財 產 管 理 費	一 元 諸 費	二 雜 支 出
一 二 〇 五 三 五	四 一 九 八 五	此 未 註 明	一 〇 〇 〇	四 二 五 〇	一 〇 〇 〇	一 六 三 〇	一 五 一 五 六	一 八 〇 〇 〇	八 〇 〇 〇
六 七 五 三 五	五 一 九 八 五	九 二 五 〇	三 三 三 〇	二 三 三 三 五	一 三 〇 〇	四 三 二 〇	三 一 五 六	一 五 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇
五 三 〇 〇 〇		六 三 〇 〇 〇			一 六 〇 〇 〇	一 六 〇 〇 〇	一 一 〇 〇 〇	一 一 〇 〇 〇	三 〇 〇 〇
一 〇 〇 〇 〇			三 三 三 〇	一 八 九 八 五	一 三 〇 〇				
校 舍 增 築 工 事 追 加 分 坪 九 〇 坪 七 坪 六 三 〇 〇 〇 四	諸 手 工 費 五 〇 〇 円 使 工 手 工 費 五 〇 〇 円 商 店 賃 金 費 一 〇 〇 〇 円 備 品 費 一 〇 〇 〇 円 通 信 費 一 〇 〇 円 点 灯 料 四 五 〇 円 印 刷 費 六 〇 〇 円 雜 費 一 〇 〇 〇 円	所 有 建 物 火 災 保 險 料							

三 予 備 費	一 予 備 費	歲 計 合 計
八 五 九 八	八 五 九 八	一 五 四 七 二
三 〇 九 四	三 〇 九 四	一 二 四 九 六 七
五 五 〇 四	五 五 〇 四	二 九 七 九 五
四 五 〇 〇	三 〇 〇 〇	
七 五 〇 〇		
運 轉 費 財 政 金		

歲入歲出差引
 現金
 昭和二十六年六月三十日提出
 即日原可決
 福生町長 岸 徳 水 部

四 中學校費

[illegible]

一元諸費
二種支出

[illegible]

所有建物火災保險料

三子備費		七五〇。	四五〇。	三〇〇。				退職助收慰勞金
一子備費	一子備費	八五九八 八五九六	三〇九四 三〇九四	五五〇四 五五〇四				
歲計合計		一五四七 ~~二五二~~	一二四九 六六七	二九七九 五五				

退職叟慰愛金

歲入歲出差額

残金
な

昭知二十六年六月二十日提出
即日原案可決

福半町長岸徳次郎

第三號 議案

一時借入金の件

昭和二十二年二月二十五日議決第十一號による 昭和二十二年一度一時借入金の限度額參万円とあるのを金拾万円と改めるものとする

昭和二十二年六月二十日

福生町長 岸 徳次郎

説明

財政の膨張に伴ひ一時的の歳入不足が多額になつたので改定しようとするのであります。

第四號議案

寄附受入の件

左記の通り福生中学校建設資金として寄附の申出があつたので受領するものとする

昭和二十二年六月廿日提出

福生町長 岸徳次郎

一金 貳七式六円也

福生町恵友會々長 伊東勝太郎

一金 七参〇円也

福生町青年團本町支部

第五號議案

第二小学校に舎増築工事に関する件

第二小学校に舎増築工事の現行のような方法では資材の入手、施務者の獲得等の事情でその竣工が期しがたいと考へられるを、今後の工事と隨意契約により建築業者に請負せざるものとする。

昭和二十二年六月二十日提付

福生町長 山岸 徳太郎

議

一金 九千六百八十八円也

但し現在準備した資材を使用し、竣工まで一切の経費

昭和三年第八回町會々議錄

昭和三年七月十一日福生町會々福生町役場に招集す

一應招議員左の如し

第一番	並木竹松
第二番	児島信一
第五番	横田壽照
第九番	村尾昌三
第十番	杉森真
第十一番	加藤市藏
第十二番	高水藤太郎
第十三番	設樂美知
第十四番	川窪金吉
第十五番	田村福一
第十六番	高橋三郎
第十七番	田村宇一